

大阪大学外国語学部なんでも相談室規程

平成 19 年 9 月 20 日

制定

最近改正 平 29. 2. 16

(設置)

第 1 条 大阪大学外国語学部（以下「外国語学部」という。）になんでも相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生からの修学及び生活上の諸問題についての相談（以下「学生相談」という。）に応じ、助言及び支援を行うこと。
- (2) 学生相談に関し必要な資料及び情報の収集を行うこと。
- (3) 学生相談に関する研究を行うこと。
- (4) その他学生相談上必要と認める事項を行うこと。

2 相談室の開室期間は、原則として外国語学部の授業期間中とする。

3 相談室は、学生相談があった事実及びその内容等を記録に残し、適切に管理するものとする。

(組織)

第 3 条 相談室は、外国語学部の教員のうちから選出された室員 9 人以内で組織する。

(任期)

第 4 条 室員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 室員は、再任されることができる。

(室長)

第 5 条 相談室に室長を置き、室員の互選により選任する。

2 室長は、相談室の業務を掌理する。

3 室長に事故があるときは、室員のうちから室長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4 室長の任期は、1 年とする。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 室長は、再任されることができる。

(服務)

第 6 条 室長及び室員は、その使命を自覚し、その業務を行う上に必要な知識の修得に努めなければならない。

2 室長及び室員は、業務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

3 室長及び室員は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

(報告)

第 7 条 室長は、相談室の活動状況を随時外国語学部学生支援委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 相談室の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務局箕面事務室学生支援係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行の後最初に任命される第 3 条第 1 項第 1 号に規定する室員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、4 名の者にあつては平成 21 年 3 月 31 日までとし、他の 5 名の者にあつては平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、平成 21 年 12 月 3 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。